

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

(略)

十月の第二月曜日

スポーツの日

スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活

力ある社会の実現を願う。

(略)

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

(略)

体育の日

十月の第二月曜日

スポーツにしたしみ、健康な心身をつちか

(略)

現 行

○ スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（スポーツの日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日ににおいて、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（体育の日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

現 行

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)(附則第三項関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第五章 国民の祝日に関する法律の特例</p> <p>第二十九条 平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。</p>	<p>第五章 国民の祝日に関する法律の特例</p> <p>第二十九条 平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。</p>